

特別徴収について

対象者	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
【4月から特別徴収の方】 前年度特別徴収対象世帯又は 前年の9月までに年金を受給した世帯	特別徴収 (仮徴収) ※1		特別徴収 (仮徴収) ※1		特別徴収 (仮徴収) ※1		特別徴収 【本徴収】		特別徴収 【本徴収】		特別徴収 【本徴収】		確定した年間保険税額から、4・6・8月の「仮徴収額」を差し引いた額を、10・12・2月の「本徴収」として納める。
【6月から特別徴収の方】 前年の10・11月に 年金を受給した世帯			特別徴収 (仮徴収) ※1		特別徴収 (仮徴収) ※1		特別徴収 【本徴収】		特別徴収 【本徴収】		特別徴収 【本徴収】		確定した年間保険税額から、6・8月の「仮徴収額」を差し引いた額を、10・12・2月の「本徴収」として納める。
【8月から特別徴収の方】 前年の12・1月に 年金を受給した世帯					特別徴収 (仮徴収) ※1		特別徴収 【本徴収】		特別徴収 【本徴収】		特別徴収 【本徴収】		確定した年間保険税額から、8月の「仮徴収額」を差し引いた額を、10・12・2月の「本徴収」として納める。
【10月から特別徴収の方】 現年の3月までに年金を受給した世帯				普通徴収 第1期	普通徴収 第2期	普通徴収 第3期	特別徴収 【本徴収】		特別徴収 【本徴収】		特別徴収 【本徴収】		7・8・9月の3回に分けて普通徴収として納め、残りの保険税を10・12・2月の3回に分けて、特別徴収として納める。

※1 前年度の2月の保険税と同額（保険税額は毎年7月に決定するため、7月までは引き落とし金額が定まらない。そのため、前年度の最後の差し引き月の金額を基準にしている）